

2 4 3 - 1 7 7 6
令和3年11月29日

各高齢者施設 管理者 様

宮崎県福祉保健部長寿介護課長
(公 印 省 略)

高齢者施設等における面会等の実施にあたっての留意点について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の感染防止に向け、平素より御尽力をいただいております。感謝申し上げます。

各高齢者施設におかれましては、日頃から新型コロナウイルス感染症の対策に取り組んでいただいているところでありますが、厚生労働省から令和3年11月24日付けで通知がありましたので、趣旨を御理解いただき、各施設において、面会の実施にあたっての対応を検討していただくようお願いします。

【令和3年11月24日付け事務連絡の主な内容】

従来の事務連絡の内容	今回の事務連絡の内容
<ul style="list-style-type: none">○ 面会については、<u>緊急やむを得ない場合を除き制限する等の対応</u>を検討すること。○ 管理者が<u>制限の程度</u>を判断すること。	<ul style="list-style-type: none">○ 面会については、<u>可能な限り安全に実施できる方法</u>を検討すること。○ <u>入所者及び面会者の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮して、管理者が、面会時間や回数、場所を含めた面会の実施方法を判断すること。</u>○ <u>面会の実施方法を判断する際、入所者及び面会者がワクチン接種済み又は検査陰性であることを確認できた場合は、対面での面会の実施を検討すること。</u>

※その他の点については、厚生労働省事務連絡を参照してください。

(問い合わせ先)
長寿介護課 施設介護担当
TEL : 0985-26-7058